

建設現場の「働き方改革」が急務です！

建設企業のみなさまへ

2024（令和6）年4月1日から

建設業にも時間外労働の上限規制が適用されました

時間外労働の上限は、原則として45時間/月、360時間/年となり、災害対応等の特別な事情がなければこれを超えることができません。

長時間労働前提の著しく短い工期の請負契約は禁止です

建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

短い工期での工事は、長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれもあります。

著しく短い工期で契約締結した注文者が建設業者である場合、勧告や、指示処分の対象となります。

詳しくは裏面をご確認下さい

適正な工期設定にあたって取り組んで頂きたい事項

建設企業の皆さまは、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、施工条件を明らかにするよう求めること、また以下の点に留意することが必要です。

◆不当に低い請負代金の禁止（建設業法第19条の3）

- 法令違反のおそれがある例：原材料費等の高騰や納期遅延が発生しているにもかかわらず、追加費用の負担や工期について、協議に応じない、必要な変更契約を行わない場合

◆著しく短い工期の禁止（同法第19条の5）

- 法令違反のおそれがある例：下請負人の責めに帰さない理由（前工程の遅れ等）により工期を変更する際、変更後の下請工事期間が通常よりもかなり短い期間での下請契約の場合

◆建設工事の見積もり等（同法第20条第4項）

- 法令違反のおそれがある例：元請負人が不明確に工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積もりを行わせた場合

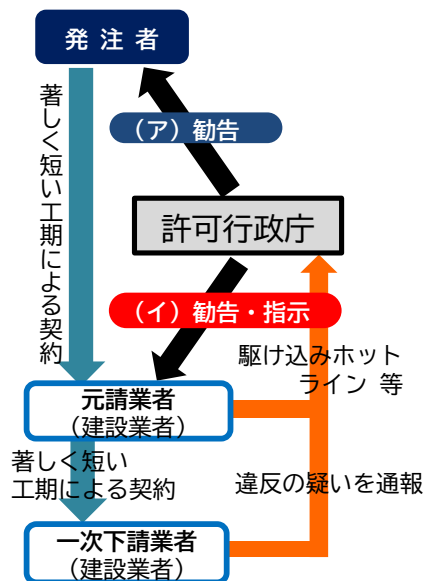
適正な工期の確保

週休2日など WLB

魅力ある職場環境

新たな担い手の確保に！

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期」とする請負契約を締結した場合、発注者に対し、国土交通大臣又は県知事は必要な勧告を行うことがあります（勧告に従わない場合は公表されることがあります）

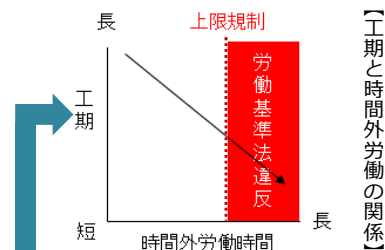


(ア) 国土交通大臣又は県知事は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。
※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣又は県知事は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。
※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

- 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく「**工期に関する基準**」（令和2年7月 中央建設業審議会作成、勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。



「工期が短い」と「時間外労働が長く」なり、上限を超える時間外労働が発生し、労働基準法違反を招くおそれがある

◇工期に関する基準

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、**建設工事において適正な工期を確保するための基準**

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html



◇建設業法令遵守ガイドライン

【著しく短い工期の禁止に該当となるおそれがある行為事例】

- ① 元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために通常よりかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ② 下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにもかかわらず、それよりかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ③ 工事全体の一時的中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量の追加を指示したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請工事を施工するために、通常よりかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001765310.pdf>



◇駆け込みホットライン

建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける「駆け込みホットライン」が各地方整備局に設置されており、締結された請負契約の工期が著しく短いと考えられる場合は、受注者、元請負人、下請負人を問わず、通報・相談することができます

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001852290.pdf>



一建設業法令違反通報窓口一
駆け込みホットライン

TEL ☎ 0570-018-240
FAX ☎ 0570-018-241
E-mail ☎ hot-k-kakukami-h@ghz.mlit.go.jp

国土交通省
建設業法令遵守推進本部



国土交通省 北陸地方整備局 建政部

2025.4